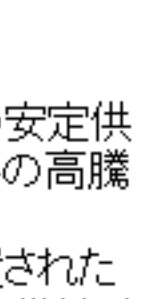


# 平成20年第2回定例会意見書・決議全文



## 使用済み携帯電話のリサイクル推進等を求める意見書

レアメタルを含む非鉄金属は、我が国の産業に不可欠な存在であり、その安定供給確保は我が国の産業にとって重要な課題である。しかし、近年、国際価格の高騰や資源獲得競争の激化により、その確保が懸念されている。

貴重な鉱物資源をめぐるこのような状況を受け、資源エネルギー庁に設置された「資源戦略研究会」が平成18年に取りまとめた報告書（非鉄金属資源の安定供給確保に向けた戦略）において、使用済み製品に使われたレアメタルのリサイクルの推進が重視されている。中でも普及台数が1億台を超えている携帯電話には、リチウム、希土類、インジウム、金、銀等が含まれており、これらを含んだ使用済みの携帯電話は他のレアメタル等を含む使用済み製品とともに「都市鉱山」とも呼ばれており、適切な処理と有用な資源の回収が期待されている。

しかし、使用済み携帯電話の回収実績は、2006年度の約1,362万台をピークに減少傾向が顕著であり、2006年度には約662万台に半減している。使用済み携帯電話は、我が国の貴重な資源として、回収率を向上させていくべきである。

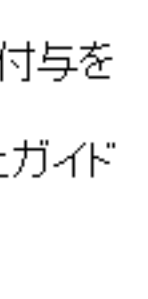
よって、本市議会は国に対し、使用済みの携帯電話の適切な処理とレアメタル等の有用な資源の回収促進等を図るため、下記の事項について強く要望するものである。

記

- 1 携帯電話の買い換え・解約時において、ユーザーに対して販売員からリサイクルの情報提供を行うことを定めるなど必要な法整備を行うこと。
  - 2 使用済み携帯電話の回収促進につながるユーザーに対する啓発や企業・団体の取り組みを支援する施策を行うこと。
  - 3 携帯電話の充電器の標準化や取り扱い説明書の簡略化などによる省資源化についても実現に向け取り組むこと。
  - 4 レアメタル等の高度なリサイクル技術の開発に加え、循環利用のための社会システムの確立に努めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月24日  
千葉市議会

(提出先)  
内閣総理大臣 資源エネルギー庁長官  
総務大臣 あて 衆議院議長 あて  
経済産業大臣 参議院議長  
環境大臣



## 情報バリアフリー実現の一環として日本映画等への字幕付与を求める意見書

現在、テレビ番組への字幕付与は、総務省の指針や予算的な補助によって急速に普及し、NHK総合では字幕付与可能な番組の100%に字幕がつけられているといった状況である。

一方、国内で上映される映画のうち「洋画」については、ほとんど日本語の字幕がついているのに対し、「邦画」の場合は特別なものを除いて日本語字幕がついていないため、聴覚障害者をはじめ視覚に障害があるユーザーに対する啓発や企業・団体の取り組みを支援する施策を行うこと。

昨年、女優の菊地凛子さんがアカデミー賞助演女優賞にノミネートされたことで注目されたアメリカ映画「バベル」は、約400人の聴覚障害者がエキストラとして参加し、日本の若者も多数出演した。日本で公開される際、日本語画面だけ字幕がつけられていなかったため、聴覚障害者から署名運動などが改善を要望した結果、配給会社は公開する全映画館で日本語画面にも字幕を入れて上映することとしたのである。

また、せりふだけでなく電話の呼び出し音、動物の声、車の警笛等、画面にあらわれない音声情報の文字視覚化も望まれる。日本映画への字幕付与は、情報バリアフリー実現の一環として必要不可欠である。

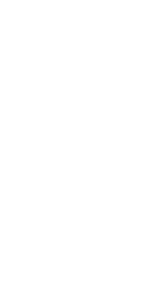
よって、本市議会は国に対し、下記の項目について早急に実施するよう強く要望するものである。

記

- 1 情報バリアフリー化のため、日本映画や日本語映像コンテンツへの字幕付与を義務づけること。
  - 2 だれにでも理解できる字幕付与が行えるよう、一定の規格・規定を定めたガイドラインを策定すること。
  - 3 日本映画への字幕付与が進むよう、財政的支援措置を講ずること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月24日  
千葉市議会

(提出先)  
内閣総理大臣 文化庁長官  
総務大臣 あて 衆議院議長 あて  
文部科学大臣 参議院議長  
経済産業大臣



## 子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書

女性のがんである子宮頸がんの死亡率は高く、毎年約7,000人が子宮頸がんと診断され、約2,500人が亡くなっている。

子宮頸がんには、他のがんにはない特徴があり、その一つは、発症年齢が低いということである。子宮頸がんの発症年齢のピークは年々低年齢化しており、1978年には50歳以降であったのに対し、1998年には30代になり、20代、30代の若い女性の子宮頸がんが急増している。

もう一つは、子宮頸がんの原因のほとんどが、ヒトパピローマウイルス（HPV）による感染という点である。もともと、8割近い女性が一生のうちHPVに感染するものの、そのすべてが子宮頸がんを発症するわけではなく、持続感染することによって、発症すると言われる。このHPV感染については、予防ワクチンの研究開発が進み、2006年6月に米国で承認されたのを初め、現在80カ国以上で承認されている。こうした予防ワクチンの普及により、子宮頸がんは「予防可能ながん」になったのである。

しかし、まだ日本ではこの予防ワクチンが承認されていないため、承認への期待が高まっている。

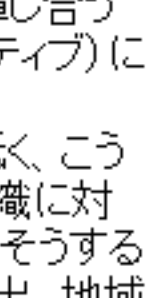
よって、本市議会は国に対し、子宮頸がんの予防のための取り組みを推進するため、下記の項目について早急に実現するよう強く要望するものである。

記

- 1 子宮頸がん予防ワクチンの早期承認に向けた審査を進めること。
  - 2 女性の一生においてHPV感染の可能性が高いこと、また予防可能ながんであることにかんがみ、予防ワクチンが承認された後は、接種の推進を図るための助成を行うこと。
  - 3 日本におけるワクチンの開発、製造、接種のあり方に関して、世界の動向なども考慮し検討を進め、必要な対応を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月24日  
千葉市議会

(提出先)  
内閣総理大臣 衆議院議長  
総務大臣 あて 参議院議長 あて  
厚生労働大臣



## 化学物質対策基本法の制定を求める意見書

化学物質は、国民生活におけるさまざまなところで使用されており、こうした化学物質を原因として健康被害や環境汚染といった深刻な問題を引き起こしている。特に、胎児や子供は化学物質の影響を受けやすく、アレルギー疾患、化学物質過敏症、先天性形態形成異常といった健康被害者を大量に生んでいる。

化学物質は、新規製造・輸入を規制する「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化学物質審査規制法）」、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」等により管理されているが、現行法では、化学物質の規制は省庁ごとの縦割りになっているため、一貫性を欠いている。例えば、厚生労働省はシシクハウスやシシクスクールに対応するため、ホルムアルデヒドなど13物質の指針値を定めているが、法による規制が弱いことから強制力を持たない。一方、国土交通省は建築基準法で建材から出る濃度を規制しているが、13物質中2物質のみであり、しかもリフォーム工事には適用されない。欧州連合（EU）では、8年かけて既存法令を統合した「化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則（REACH）」を2006年に制定した。これは、年間の製造または輸入量が1トン以上の化学物質について毒性データなどの届け出、登録を義務づけ、発がん性や残留性などのある物質は用途・期間を限定した許可制にするものである。

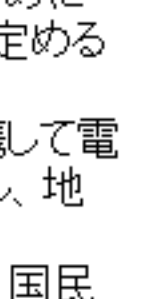
これに対し我が国では、化学物質審査規制法で製造・輸入の規制や表示義務づけがあるのは、数万種のうち39物質にとまどっている。多種多様な化学物質を管理するためには共通の理念、戦略のもとに施策を総合的に実施することが不可欠なのである。

よって、本市議会は国に対し、化学物質を一元的に管理するため、基本理念やリスク評価、登録義務づけなどを盛り込んだ化学物質対策基本法の制定を強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月24日  
千葉市議会

(提出先)  
内閣総理大臣 国土交通大臣  
総務大臣 あて 衆議院議長 あて  
厚生労働大臣 参議院議長  
環境大臣



## 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書

現在、日本社会では、「ワーキングプア」、「ネットカフェ難民」、「偽装請負」などに象徴される「働いても十分な生活が維持できない」、「働きたくても働く場所がない」などの困難を抱える人々が増大し、新たな貧困と労働の商品化が広がるなど、社会不安が深刻さを増している。

こうした中、「協同労働の協同組合法」、働く者が出資し合い、全員参加の経営で仕事を行う組織であり、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す」活動を続けている。

世界の主要国では、働く仲間同士が協同し、主体性を高め合い、力を発揮し合う新しい働き方として、労働者協同組合（ワーカースコープ、ワーカースコレクティブ）についての法制化が整備されている。

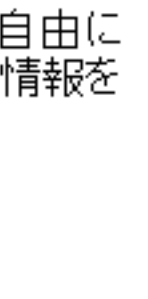
ところが、我が国においては根拠法がないため、まだまだ社会的理解が低く、こうした活動をさらに広げていくためには、協同労働による事業を行うための組織に対し、法律上の能力を与えることなどを規定する法整備が必要不可欠である。こうしたことによって、働く意思のある人、支援する人による就労の場の自発的な創出、地域社会発展に貢献する活動の促進、そして働く意欲を持つた方もその能力を生かす社会の実現が図られるのである。我が国においても法制化を求める活動が活発化してきており、国会においても超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まっているところである。

よって、本市議会は国に対し、社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の再生、少子・高齢社会に対応する有力な制度として、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月24日  
千葉市議会

(提出先)  
内閣総理大臣 経済産業大臣  
総務大臣 あて 衆議院議長 あて  
厚生労働大臣 参議院議長



## 「クールアース・デー」（地球温暖化防止の日）の創設等を求める意見書

近年、乾燥地域の拡大や水河の後退、異常気象の頻発、海面上昇等、地球温暖化の影響によるものと指摘される事象が地球規模で顕在化している。国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が発した第4次評価報告書によれば、過去100年で世界平均地上気温は0.74度上昇し、世界平均海面水位は約17センチメートル上昇した。また、21世紀末における平均気温は最大推計で6.4度上昇し、海面水位は最大推計で59センチメートル上昇すると予測されているなど、地球温暖化防止に向けた取り組みが喫緊の課題であることはたまたまの目にも明らかである。

こうした環境・気候変動問題等を主要テーマに、本年7月、日本を議長国として北海道洞爺湖サミットが開催される。政府においても、タボス会議で福田総理が「クールアース推進構想」を提唱し、また、京都議定書の温室効果ガス削減目標の達成のために、地球温暖化対策推進法の改正を進めるなど、所要の温暖化防止対策に取り組んでいるところである。

「環境立国」を目指す我が国が、サミット開催国として積極的に議論をリードするとともに、地球温暖化防止に向けた国民的取り組みをより一層推進する責務があることは論をまたない。

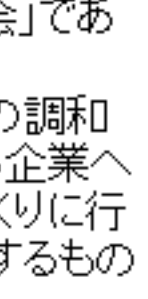
よって、本市議会は国に対し、下記の項目を実施するよう強く要望するものである。

記

- 1 北海道洞爺湖サミットの開催初日である7月7日を、地球温暖化防止のために啓発し合い、皆で行動する「クールアース・デー」（地球温暖化防止の日）と定めること。
  - 2 当日は二酸化炭素削減の「ライト・ダウン」運動や家庭等が連携して電力の使用を一定時間控える「ライト・ダウン」運動などの啓発イベントを開催し、地球温暖化防止のために行動する機会を創出し取り組むこと。
  - 3 「チーム・マイナス6%」などの国民参加型運動の普及と促進を図り、国民運動に対する協賛企業の拡大や、エコポイント制度の一層普及促進を図ること。
  - 4 クールビズやウォームビズについては認知度を高めるとともに、温度調節などの実施率を高めること。
  - 5 商品の料金の一部等が温室効果ガス削減事業に充てられる仕組みとなる「カーボンオフセット」については、関係者による協議体をつくるなど、その信頼性を高めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月24日  
千葉市議会

(提出先)  
内閣総理大臣 外務大臣  
総務大臣 あて 環境大臣 あて



## 青少年健全育成のための有害図書類・インターネット上の有害情報を規制する法整備を求める意見書

21世紀の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いである。しかしながら、近年、情報化社会がもたらした負の実績が、青少年の心身をむしろ、将来を奪う事態を招いている。パソコンや携帯電話の急速な普及によって、インターネット上の有害情報（犯罪や反社会的行為を助長する残虐サイト、自殺サイト、いじめややみサイト）がはんらんし、その影響を受け、青少年が犯罪の加害者や被害者になっている現状は、今や、看過できないところまで来ているのである。

昨年7月、兵庫県の高校3年生の男子生徒が残虐いじめを受け、たれの助けも得られず自殺に至った事件の背景にも、携帯サイトが悪用されていたことが明らかになっている。有害図書類・有害情報のはんらんをこのまま許しておけば、今後どれほどの犠牲者を出すことになるのかは明らかではない。

こうした問題に対して、これまでは各都道府県の「青少年健全育成条例」などをもって対処してきたが、今日では明らかに対応できなくなっている。この事実を国は厳しく受け止め、青少年の健全育成を確保する国づくりをすべきである。

よって、本市議会は国に対し、憲法が保障する表現の自由、思想・信条の自由に配慮しつつ、青少年健全育成のための有害図書類・インターネット上の有害情報を規制する法整備を早急に図られるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月24日  
千葉市議会

(提出先)  
内閣総理大臣 国家公安委員会委員長  
総務大臣 あて 警察庁長官 あて  
文部科学大臣 衆議院議長  
参議院議長



## 長寿医療制度の見直しを求める意見書

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）は、国民皆保険制度を将来にわたって持続可能なものとするため、現役世代と高齢者でもともに支え合う医療保険制度として創設されたものであり、75歳以上の高齢者等を対象に平成20年4月から実施されたところである。

本制度は、超高齢社会に対応するため、高齢者医療の質の向上と安定的な医療保険の仕組みをつくることを目指したものであるが、保険料の負担のあり方や徴収方法などについて、国民の十分な理解を得られていない状況にある。特に、本制度の開始前に加入していた国民健康保険の保険料と比較して負担がふえる方や、これまで保険料を負担していたが被用者保険の被扶養者など新たな負担が生じる方などは、本制度に対して不満と不安を募らせている。しかしながら、保険料や医療費の無駄をなくし、市町村間の格差をなくしたり、税金や若い世代からの支援によって財政難を解消するという制度自体の骨格は、維持すべきである。

よって、本市議会は国に対し、低所得者に対する保険料の負担軽減措置や新たな負担の生じる被用者保険被扶養者に対する軽減措置に対して、本制度が高齢者個人を対象とすることにかんがみ、世帯の所得から個人の所得を基準にするなど、保険料負担のルールを早急に再検討し、国民の理解を得られるよう利用者の立場に立った見直しを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月24日  
千葉市議会

(提出先)  
内閣総理大臣 厚生労働大臣  
総務大臣 あて 衆議院議長 あて  
財務大臣 参議院議長



## 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のまちづくりに関する決議

今、長時間労働は社会全体にとって大きな課題である。働く人たちの健康への影響、家庭生活との両立の困難さ、地域社会の担い手不足、少子化等の問題を投げかけている。

私たちは、「ワーク・ライフ・バランス」という視点から、働き方や暮らし方、地域社会のあり方を見直すことが求められている。

私たちが目指すのは、一人一人が健康で生き生きと働き続けることができ、安心して子供を産み育て、家族等の介護ができるよう家庭生活を充実させ、みずからの職業能力開発を図り、地域活動にも参加できる「ワーク・ライフ・バランス社会」である。

よって、本市議会は、その実現に向けて、政労使が合意した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」に沿って、仕事と生活の調和を実現している企業への支援、保育や介護サービスの充実など、ワーク・ライフ・バランスのまちづくりを行政・企業・労働団体・民間団体・住民が一体となって取り組むことを強く要望するものである。

以上、決議する。

平成20年6月24日  
千葉市議会

(提出先)  
千葉市長 あて